労災障害等級8等級から7等級に

西田リカルド君労働災害再認定

2010年1月21日 静岡県西部地区労働組合連合 労働相談所 所長 中安俊文

指4本を失う重大事故

ニシダリカルド君はブラジル国籍、1979年生まれの事故当時26歳。ギター演奏の好きな青年です。3年前の2007年6月1日、派遣会社である宮武製作所に雇用され、派遣先の有限会社マルヤマ工業所で、60トンのプレス機による鉄板の打ち抜き作業中、示指は第二関節を残し、中指、薬指、小指は第二関節を失う重大な労災事故に遭遇しました。

この事故は、材料を右手で押さえ、左手で打ち抜いた材料をとろうとしたときにプレスが下りてしまい、左手の親指を除く4本の指が挟まれた状態となったものです。このとき刃物が落ちた衝撃で機械は動かず、ボタンを何回押してもプレスが上がらなかったため、5~8分くらい挟まれた状態のままとなり、仕方なく電源を切り、配線をはずして機械を動かしやっと、刃物が上に上がった状態でした。





右 傷病部位表示図 左 同写真

事故は人災

本来プレス機を作動させる場合は、労働安全衛生法により、両手でボタンを押すか、障害物を感知するセンサーのいずれかがなければならないとされています。西田君が使用していた機械は、その両方の性能を備えたものでしたが、いずれも作動する状態にセットさせていませんでした。大きな鉄板を切断するとき、その鉄板を機械が障害物として認識し機械が止まってしまうため、その認識する装置をはずして操業させていました。西田君が被災したときもまさにこれら装置がはずされていました。西田君が「この機械は装置がはずされているので怖い」と何度も訴えにもかかわらずとりあってもらえないなかでの事故で、まさに人災です。

西田君は、聖隷浜松病院に運ばれ3時間も待ったのち手術を受けました。事故の後の痛みはものすごく自分が着用していた服をぼろぼろになるまでかきむしっていたということです。

障害等級は8等級

手術、治療ののち4カ月間リハビリを行い、2007年11月15日「治癒、症状固定」と診断され障害等級8等級と認定されました。

8等級の傷害保険給付は基準日給の503日分、西田君の場合これほどの障害を負いながら570万円にしかなりません。症状固定の前にJMIUの組合員となっていたため、西田君と労働相談所は浜松労働監督署長の認定を不服として2008年1月20日静岡労災補償保険審査官あて再審査請求を行い、2009年4月17日、中央保険審査会の冒頭見出しの年金が支給される7等級という決定までの間、「障害等級繰り上げ闘争」が行われることになります。

8 等級とされた理由

西田君の障害は前回も記しましたが、示指は第二関節を残し、中指、薬指、小指は第二関節を失うというもので、専門用語で言うと示指は「用廃」、中指、薬指、小指は「亡失」ということになります。障害等級は「労働者災害補償保険法施行規則」の「別表第一障害等級表」によって障害の内容別に詳しく制定されています。例えば「1 手の 5 の手指又は母指を含み 4 の手指を失ったもの--- 6 等級」のように、この表にピッタリ当てはまる場合は単純ですが、それがない場合は、組み合わせによる「併合」という手続きによることになります。

西田君の場合は、「1 手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの8等級」と「1 手の示指、中指又は環指の用を廃したもの---12等級」との「併合」で仮の準用等級(7等級)を決め、そして、仮準用等級が等級表の序列を乱すかどうか判断します。7等級には「1 手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの」があります。西田君の「一指用廃、3指亡失」は「母指以外の4の手指を失った」より障害の程度が軽いため、7等級だと「序列を乱すことになる」従って仮準用等級を1級下げて8等級とするというものです。

結局、理屈をつけられ「母指以外の 4 の手指の用を廃したもの--- 8 等級」と同じとなってしまっています。

再審査請求の理由

上記の等級の決め方自体とうてい納得できない理不尽なものですが、すでにマニュアル 化され一定の事実を入力するとコンピューターではじき出される仕組みになっていていま す。

組合が不服審査請求した理由はこの理不尽な決定方法を追求するものではありません。 組合が注目したのは、西田君が特に示指の切断端を異常に痛がっていて、その痛みは切断端に止まらず腕から肩、胸に至るまで拡大している事実です。

従って、不服審査請求書提出ののち提出した「意見書」ではここを強調し、西田君の障害について原認定は、示指「用廃」、中指、薬指、小指は「亡失」以外に、「中節骨が事故の際、強い圧迫を受けたため、変形が著しく、強い痛みとしびれがあり、この痛みとしびれば、指先に止まらず、骨をとおして前腕から上腕そして肩および胸までに至っている」という障害を見落としていること、この障害の障害等級は9等級に該当し、既存認定等級8等級に併合すれば、7等級の障害である「一手の親指を含み3の手指又は親指以外の4の手指を失ったもの。(第7級の8)」を乱すことにはならないと主張しました。

また、1つの障害が単独の障害かまたは1つの障害に派生したものかの判断については 労災認定のマニュアルである「労災補償災害認定必携」を引用し、欠損した当該個所だけ の痛みではないないがん固な神経症状は「派生したものにはあたらない」と主張しました。

静岡労働災害補償保険審査官の判断

しかし、静岡労災保険審査官は、こうした西田君や組合の主張に対し、ほとんど検討することなく、結論に至る経過についての論証もなく、2008年6月20日「棄却」の決定を下しました。これははじめに結論ありきの不当なものです。

組合は県審査官に強く抗議するとともに、同年7月4日中央の労働保険審査会長あて、 再審査を請求しました。

中央の労働保険審査会の判断

以上の経過をへて2009年4月15日、中央労働保険審査会の裁決が出ました。中央 審査会の裁決は冒頭報告したように「浜松労働基準監督署長の処分は失当であり取り消さ なければならない」「7等級と認められる」というもので西田君にとっても、また組合とこ の運動に関わったすべての人にとって朗報というべきものでした。

7等級に繰り上げた理由

中央労働保険審査会が上記の裁決を下した理由は、組合が主張していたものとは少し違う内容でした。中央労働保険審査会は、組合の主張である「中節骨の強い圧迫による変形からくる痛みとしびれが指先に止まらず、骨をとおして前腕から上腕そして肩および胸までに至っている」という障害について、これを9等級に相当する障害と明確に認めながらも「左手指の欠損障害と神経障害は派生関係にある」としこれを退けながら、一方で「請

求人の左手指の欠損障害については、親指以外の4の手指を失ったものと認められる」というものでした。

つまり示指の障害は「用廃」ではなく「亡失」に相当するという極めて明快な判断がな されています。

この理由は「示指は、切断された基節骨の上方に、指骨の一部が見られる。おそらくこれは、温存された側の示指と切断された示指の中節骨ないし末節骨を、皮膚同志を単に縫い合わせることにより接合したもので、偽節骨を形成しており、示指としての機能を果たしていない」、「痛みは(中略)切断された示指の基節骨と皮膚の縫合により接合された一部との間に生じていると考えられ」、「請求人の左手指の欠損障害については、拇指以外の4の手指を失ったものと認められる」というもので私たちにとっては願ってもないものです。

中央労働保険審査会の判断は、障害等級表の適用論理については、組合の主張と異なったものの、症状固定の際の診断や、静岡労災保険審査官がどうしても見とめようとしなかった「中節骨の強い圧迫による変形による指先、前腕、上腕、肩および胸までの痛み」を認めたことに大きな意味があります。

おわりに

上記の判断がなされた教訓は、西田君が最初から最後までしっかり組合に団結し、頑張りぬき、また組合も最後まであきらめず、民主的な医師、通訳の方の力を結集し、意見書の作成、労基署交渉、マスコミへの訴えなどをがんばりぬいたことによります。

また、一昨年のリーマンショック以降「派遣村」に代表される非正規労働者の権利擁護のたたかいの全国的な広がりが積極的な判断を引き出す力となったと思われます。

最後に一言付言すると、コンピューターではじき出される労働災害障害の障害等級の認定方法に矛盾がありすぎます。前述したように序列が乱れるからといって1級落とし、落とされた級での序列の乱れは構わないというのは理不尽すぎます。また、年金が給付される7等級と、一時金で済ます8等級との間の給付格差が大きすぎます。ここは、今後の運動でもっと光をあて、改善を勝ち取り、真に罹災者を救済できる仕組みにしていく必要があります。

以上